



弁護団だより

みんなして

No.54 発行 2016年7月
「生業を返せ、地域を返せ！」
福島原発事故被害弁護団
TEL : 03-3379-6770

【 最近の動き 】

東電や国の動向	弁護団・原告団の取り組み
7月26日 福島県漁連、福島第一原発20km圏内海中がれき撤去へ	7月17日 原子力損害賠償研究会（東京）
7月27日 規制委員会、大飯原発揺れ想定見直さず	7月18日 弁護団一日合宿（東京）
8月2日 規制委員会、高浜原発3、4号機のテロ対策施設計画を了承	7月30日 原告団沖縄支部報告会（今帰仁）
8月2日 美浜原発3号機、「40年超運転」了承へ	7月31日 原告団沖縄支部報告会（那覇）

中通りでの検証が実施されました

～ 「生業を返せ、地域を返せ！」 福島原発訴訟第19回期日報告～

1. 雨の期日

6月28日、第19回期日が福島地裁において開かれました。この日、国と東電から新たな書面が提出されました。

国の書面は、中通り検証の実施方法や指示説明事項の内容、検証現場での観察結果の口授などに細かく注文をつけるもの（中通りの検証の実施に関する意見書）、浜通り検証に関して検証調書に含める内容について修正を求めるもの（検証調書に関する上申書）、浜通り検証に関する検証結果報告書について、検証の結果や指示説明として記載されるべきではないものが存すると反論するものです（浜通りでの検証結果に関する意見書）。



東電の書面は、浜通り検証調書のありようと、中通り検証の実施方法について意見を述べるものです（検証に関する意見書）。

私たち側からは、被害立証の到達をふまえ被害をどう理解すべきなのかについて述べるもの（準備書面・被害総論12）、中通り検証対象地域の概要を述べるもの（準備書面・被害総論13）、浜通り検証に関して検証調書に含める内容について国に反論するもの（検証調書に関する意見書）、浜通り検証に関する検証結果報告書について国に反論するもの（被

告国の「浜通りでの検証結果に関する意見書」に関する意見書)などの書面を提出しました。

期日当日は、前日期日に続いて雨となり、また午後からは検証ということで、支援の方には参加を呼びかけませんでした。それでも150名ほどの方に参加していただきました。参加した方々向けの講演会では、「出版の経験から見た野党共闘の意義と課題」と題し、かもがわ出版社編集長の松竹伸幸さんに講演していただき、こちらも好評でした。

2. 四回目の本人尋問

この日は、午前原告本人尋問が行われ、3名の方が法廷に立ちました。とくにこの期日では、中通り地域における被害を打ち出すとの位置づけのもと、午後の検証と午前の尋問ができる限り一体のものとしてとらえられるよう、尋問対象者の人選も含め意識的に追求しました。尋問では、家族が避難し二重生活を送るなかで、うつ状態となり死んだら楽になるだろうと考えたことがある、国や東電の一方的な線引きのため同じ自治体の住民のなかで感情の軋轢が生じてしまったなど、生活や家族関係の変化、地域のなかで住民が現在抱える苦しみなどを、ご自身の言葉で語っていただきました。また、事故前との生活の変化や家族関係をよりイメージしやすくするため、写真を多用し、視覚に訴える工夫も凝らしました。

3. 中通りでの検証



検証は、福島市内の仮設住宅、保育園、果樹園の3カ所で実施されました。雨が続くなか、裁判長らは、狭く近隣の音も聞こえてしまう仮設住宅での生活状況や、被ばくをできるかぎり避けるための保育園の取り組みや努力、放射性物質が降り注いだなかで果樹農家を続けていく不安などを確認しました。裁判長は、「指示説明が聞こえないといけないので」と、最後まで雨合羽のフードを被ることはしませんでした。

中通りでの検証は全国で初めてということもあり、翌日の各紙には「生業訴訟 福島でも検証」、「果樹園など被害確認」といった見出しが並びました。

今後の審理ですが、原告本人尋問は10月期日までとなります。次回は、8月24日(水)です。ぜひご参加ください。

(弁護士 馬奈木徹太郎)



「仮設焼却場」の問題を知ってください！

～原発事故が地域に落とすもう一つの影～

原告団事務局長 服部浩幸

私が住む二本松市東和地域（旧東和町）では、今大変な問題が起きています。それは放射性可燃廃棄物を燃やす仮設焼却場の建設問題です。

この発端は、2014年12月に環境省と安達地方広域行政組合（二市一村）が突如として発表した、東和の夏無沼^{なつなしぬま}自然公園への仮設焼却場建設計画にあります。これは除染に伴って発生した草や木の枝などの除染廃棄物と、原発事故直後に放射能を被った稲わらや堆肥などの農業系廃棄物を焼却し、灰にして容積を減らし、中間貯蔵施設などに搬出しようというもので、県内約20ヶ所に建設される計画です。（すでに役目を終え、解体されているものもあります。）

安全性が疑問視されるような迷惑施設を一方的に押し付ける計画に、我々地元住民は猛烈に反発し、1ヶ月あまりで住民の70%を超える反対署名を集め、広域行政組合の管理者である市長に提出。その後も申し入れなどを繰り返し、昨年5月には市長自らが候補地の選定を取り下げ、再選定の手続きに入ると言明するに至りました。



「住民運動の勝利！」と喜んだのも束の間、一年の月日を経て（またしても突然）発表された新候補地は、前の候補地から距離にしてわずか1kmあまりの場所。発表直後に開催された地元説明会では、新候補地の選定理由が明らかにされなかった上、出席者の質問に対する回答も不十分で、到底納得できる内容ではなく、住民からは不満と怒りの声が噴出しました。



これを受けて私たち住民の有志グループは、「不十分な説明と不透明な手続きによる候補地の再選定は無効である」と訴え、二本松市長と環境省に対し、要望書を提出しました。

しかし、権力側が敷いたレールはすでに出て上がっており、7月27日には地域の行政区長を集めた「報告会」が開催され、市長が建設の決断を発表すると、二日後の29日には井上環境副大臣に対しても、正式に受け入れを表明しました。住民の一部には失望感が広がり、肩を落とす人も少なくありません。

ですが、このまま不条理な建設計画を何の抵抗もなく受け入れれば、住民の意思を無視した非民主主義的な手続きを認めることにも繋がります。今回の問題も、根本はこれまで

国が進めてきた住民不在の避難指示解除や、賠償・補償の打ち切り政策と同じもので、これに対しては「勝手に決めるな！」という声をあげ続けなければなりません。

私たちは今後も様々な方法で、行政や世論に訴えを続けていきたいと考えています。

生業訴訟第20回期日（8月24日）のお知らせ

2016（平成28）年8月24日（水）、福島地方裁判所で第20回目の口頭弁論が開かれます。今回は、原告本人尋問第5弾が行われ、今回の期日では、前回の中通り検証で説明をした原告たちが、検証結果をふまえて被害を語ります。

裁判所では、原告に示す証拠（主に写真）を画面に映すこともあり、傍聴すると原告のみなさんが様々な被害を受け、悩み、苦しんでいることがリアルに伝わってきます。ぜひ、たくさんの傍聴をお願いします！

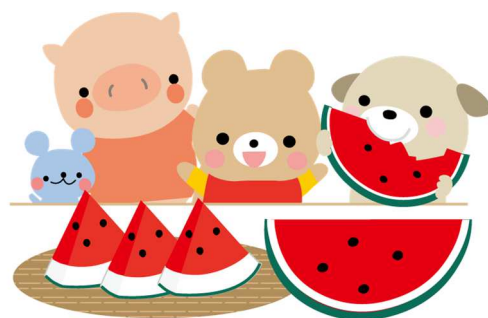
また、別会場では、今回も豪華ゲストの講演2本立てで盛りだくさんです。音楽あり、おしゃべりありで、聴かなきゃ損！こちらにも多くのご参加をお待ちしております。

当日のスケジュールは以下の通りです。

<本日のスケジュール>

【裁判所：午前】

- 09：15 進行協議
- 10：00 原告本人尋問①
- 10：45 原告本人尋問②
- 11：30 原告本人尋問③
- 12：15 休廷
- 12：45 裁判所行進



【裁判所：午後】

- 13：15 原告本人尋問④
- 14：00 原告本人尋問⑤
- 14：45 休廷
- 15：00 原告本人尋問⑥
- 15：45 原告本人尋問⑦
- 16：30 弁論

【文化センター】

- 13：30 寺尾紗穂さん ピアノ弾き語り
『『原発労働者』の著者から被災者へ』
- 15：30 原告団企画 大和田新さん講演会
「伝えることの大切さ
伝えることのすばらしさ」
- 17：30 報告集会

★ホームページ、フェイスブック、ツイッターで、弁護団の情報を随時紹介しています。ぜひご覧ください。

- ・ホームページ ▽ <http://www.nariwaisoshou.jp/>
- ・facebook ▽ <https://www.facebook.com/nariwaikaese>
- ・Twitter ▽ @NARIWAIbengodan（なりわい弁護団）



題字「みんなして」は、中瀬奈都子弁護士の筆によるものです。